

枚方市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年（2022 年）6 月 8 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	西	田	政	充
同	上	野	尚	子

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 伏 見 隆

令和4年(2022年)5月31日付け子青第281号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について(通知)」

2. 通知を受けた日

令和4年(2022年)6月2日

3. 監査の結果に関する報告

令和3年(2021年)12月28日付け枚監査第1041号

「定期監査等の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び指摘事項

《子どもの育ち見守りセンター》

○子ども食堂への補助金交付に係る事務処理について

子どもの育ち見守りセンターでは、子ども食堂に取り組む団体を支援するため、補助金を交付している。

運営経費に係る補助は、枚方市子どもの居場所づくり推進事業補助金交付要綱に基づき、実施回数に応じて限度額を算定し、収支の状況により交付額を決定しているが、限度額を超えた交付や、事業が実施できなかった団体へ交付していた事例があった。

また、令和2年4月実施分からは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、子どもの見守り体制を低下させることがないように子ども食堂の再開・継続を促すため、通常の補助金に加え弁当等の提供食数に応じて補助金を交付する弁当配付等事業も行っているが、提供食数以上に交付していた事例もあった。

補助金の交付に際しては、補助金額の確定に必要な項目について十分に確認を行い、公金の支出に携わっていることを深く自覚し、適正に事務を執行するよう指摘する。

弁当配付等事業に係る意思決定については、令和2年度上半期は、緊急性から要綱を制定せず決裁による実施となったことは理解できるものの、下半期においては、決裁を行わずに枚方市新型コロナウイルス対策本部の決定のみで事業を継続していたことは、極めて不適切と言わざるを得ない。さらに、令和3年度においても同様の事業が実施されているが、事業が長期化していることから、本来、要綱を制定した上で事業実施されるべきであるものの、決裁のみで事業を実施していた。

今後、同様の事業を行う際は要綱を制定するなど適切な意思決定に基づき事業

を実施するよう指摘する。

(2) 措置内容

枚方市子どもの居場所づくり推進事業補助金において、子ども食堂の実施回数を超えた補助金の交付、並びに、弁当配付等事業において、提供食数を超えた補助金の交付については、令和3年度3月補正で、両補助金の歳入・歳出予算を確保し、補助金の収入元となる大阪府へ過払いを受けた交付金の返金を行った。また、補助金の過払いをした子ども食堂へは補助金の返還を求め、3団体すべてから返納が終了した。

枚方市子どもの居場所づくり推進事業補助金において、一度も子ども食堂を開催できなかった団体に対する補助金の支出については、子ども食堂を実施するために必要な保険料等の支出であることから、改めて意思決定し、交付決定を行った。

再発防止のための取組として、「子どもの居場所づくり推進事業補助金の実績報告関係事務マニュアル」を作成し、事務手続きの際には、そのマニュアルに基づき、公金の支出に携わっていることを深く自覚し、提出された書類の確認においても、チェック体制を強化するなど、適正な事務処理が行われるよう、改善を図っていくこととする。

今後、同様の事業を行う際は要綱を制定し、適切な意思決定に基づき事業を実施することとする。